

令和6年度

水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び水道水の状況
- 4 水質検査項目及び検査頻度
- 5 採水地点
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 関係機関との連携
- 9 水質検査計画及び検査結果の公表
- 10 参考資料

上川郡東神楽町

1 基本方針

(1) 採水地点

水道法で水質基準が適用される給水栓（蛇口）の他に、配水池へ流入する水原水（原水）とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けされている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

(3) 検査頻度

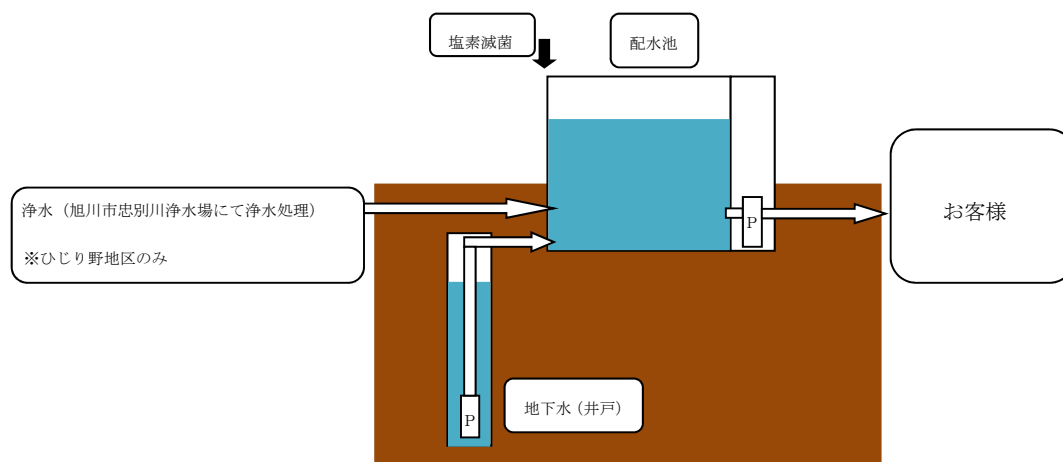
水道法で定められた頻度及び検査項目の過去の検出状況等を考慮して行います。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和4年度）

事業名：東神楽町水道事業

給水人口	6,787 人				
年間給水量	574 千m ³				
一日最大給水量	1,926 m ³				
一日平均給水量	1,573 m ³				
供給区域	ひじり野	かつら町	つつじ町	南町	さくら町
水源	地下水+旭川市浄水	地下水			
浄水方法	塩素滅菌				
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム				



水道施設概略図

3 原水及び水道水の状況

(1) 原水

地下水を水源としており、水質変動がほとんどなく年間を通じ水質は安定しています。

(2) 水道水（浄水）

適切な浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

4 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水道法に基づく定期検査

ア 毎日検査

給水栓（蛇口）で1日1回、色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）に関する検査を行います。

（表—1）

項目	基準値	法定検査頻度	検査頻度
色	異常がないこと	毎日	毎日
にごり	異常がないこと	毎日	毎日
消毒の 残留 塩素	遊離残留塩素 0.1mg/L 以上（結合残留塩素 0.4mg/L 以上）。汚染のおそれがある場合は、遊離残留塩素 0.2mg/L 以上（結合残留塩素 1.5mg/L 以上）	毎日	毎日

イ 水質基準項目検査（51項目）（表—2）

（ア）給水栓水の全項目検査（51項目）を年1回行います。

（イ）給水栓水の項目別検査（ひじり野：23項目、かつら町：23項目、中央：24項目（つつじ町、南町）、さくら町：23項目）を年3回行います。（（ア）を含めて）

（ウ）給水栓水の項目別検査（9項目）を月1回行います。（（ア）、（イ）を除く月）

（エ）原水の全項目検査（消毒副生成物（基21～31）、味（基48）を除いた39項目）を年1回行います。

表一 2 水質基準項目と検査頻度

○ 東聖配水池（ひじり野）

区分	番号	項目	水質基準値 (mg/L以下)	法定検査頻度 (給水栓)※1	検査頻度 (回/年)	
					給水栓 (浄水)	原水
人の健康に関する項目	病原生物	基1 一般細菌	100集落/mL以下	1回/月	12	1
		基2 大腸菌	検出されないこと	1回/月	12	1
	金属類	基3 カドミウム及びその化合物	0.003	1回/3年	1	1
		基4 水銀及びその化合物	0.0005	1回/3年	1	1
		基5 セレン及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基6 鉛及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基7 ヒ素及びその化合物	0.01	1回/3月	4	1
		基8 六価クロム化合物	0.05	1回/3年	1	1
	無機物	基9 亜硝酸態窒素	0.01	1回/1年	1	1
		基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	1回/3月	4	1
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回/3年	1	1
		基12 フッ素及びその化合物	0.8	1回/3年	1	1
		基13 ホウ素及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基14 四塩化炭素	0.002	1回/3年	1	1
		基15 1,4-ジオキサン	0.05	1回/3年	1	1
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04	1回/3年	1	1
	一般有機物	基17 ジクロロメタン	0.02	1回/3年	1	1
		基18 テトラクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基19 トリクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
基20 ベンゼン		0.01	1回/3年	1	1	
基21 塩素酸		0.6	1回/3月	4	— ※2	
基22 クロロ酢酸		0.02	1回/3月	4		
基23 クロロホルム		0.06	1回/3月	4		
基24 ジクロロ酢酸		0.03	1回/3月	4		
基25 ジブromクロロメタン		0.1	1回/3月	4		
基26 臭素酸		0.01	1回/3月	4		
基27 総トリハロメタン	0.1	1回/3月	4			
基28 トリクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4			
基29 ブロモジクロロメタン	0.03	1回/3月	4			
基30 ブロモホルム	0.09	1回/3月	4			
生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれがある項目	着色	基31 ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月	4	1
		基32 亜鉛及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/3年	1	1
	味	基34 鉄及びその化合物	0.3	1回/3年	1	1
		基35 銅及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基36 ナトリウム及びその化合物	200	1回/3年	1	1
		基37 マンガン及びその化合物	0.05	1回/3年	1	1
基礎的性状	発泡	基38 塩化物イオン	200	1回/月	12	1
		基39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回/1年	1	1
		基40 蒸発残留物	500	1回/3月	4	1
	かび臭	基41 陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3年	1	1
		基42 ジェオスミン	0.00001	発生時期に1回/年	1	1
	発泡	基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	発生時期に1回/年	1	1
		基44 非イオン界面活性剤	0.02	1回/3年	1	1
	臭気	基45 フェノール類	0.005	1回/3年	1	1
		基46 有機物(全有機炭素(TOC))	3	1回/月	12	1
	味	基47 pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	12	1
		基48 味	異常でないこと	1回/月	12	—
基49 臭気		異常でないこと	1回/月	12	1	
基50 色度		5度以下	1回/月	12	1	
基51 濁度	2度以下	1回/月	12	1		

○ かつら町配水池

区分	番号	項目	水質基準値 (mg/L以下)	法定検査頻度 (給水栓)※1	検査頻度 (回/年)	
					給水栓 (浄水)	原水
人の健康に関する項目	病原生物	基1 一般細菌	100集落/mL以下	1回/月	12	1
		基2 大腸菌	検出されないこと	1回/月	12	1
	金属類	基3 カドミウム及びその化合物	0.003	1回/3年	1	1
		基4 水銀及びその化合物	0.0005	1回/3年	1	1
		基5 セレン及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基6 鉛及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基7 ヒ素及びその化合物	0.01	1回/3年	4	1
		基8 六価クロム化合物	0.05	1回/3年	1	1
	無機物	基9 亜硝酸態窒素	0.01	1回/1年	1	1
		基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	1回/3年	4	1
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回/1年	1	1
		基12 フッ素及びその化合物	0.8	1回/1年	1	1
	一般有機物	基13 ホウ素及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基14 四塩化炭素	0.002	1回/3年	1	1
		基15 1,4-ジオキサン	0.05	1回/3年	1	1
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1回/3年	1	1
		基17 ジクロロメタン	0.02	1回/3年	1	1
		基18 テトラクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基19 トリクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
基20 ベンゼン		0.01	1回/3年	1	1	
消毒副生物	基21 塩素酸	0.6	1回/3月	4	— ※2	
	基22 クロロ酢酸	0.02	1回/3月	4		
	基23 クロロホルム	0.06	1回/3月	4		
	基24 ジクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4		
	基25 ジブromクロロメタン	0.1	1回/3月	4		
	基26 臭素酸	0.01	1回/3月	4		
	基27 総トリハロメタン	0.1	1回/3月	4		
	基28 トリクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4		
	基29 ブロモジクロロメタン	0.03	1回/3月	4		
	基30 プロモホルム	0.09	1回/3月	4		
生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれがある項目	着色	基31 ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月	4	— ※2
		基32 亜鉛及びその化合物	1	1回/3年	1	
	基33 アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/3年	1		
	基34 鉄及びその化合物	0.3	1回/3月	1		
	基35 銅及びその化合物	1	1回/3年	1		
	味	基36 ナトリウム及びその化合物	200	1回/3年	1	
		基37 マンガン及びその化合物	0.05	1回/3年	1	
発泡	基38 塩化物イオン	200	1回/月	12	1	
	基39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回/1年	1	1	
	基40 蒸発残留物	500	1回/3月	4	1	
かび臭	基41 陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3年	1	1	
	基42 ジェオスミン	0.00001	発生時期に1回/年	1	1	
発泡	基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	発生時期に1回/年	1	1	
	基44 非イオン界面活性剤	0.02	1回/3年	1	1	
臭気	基45 フェノール類	0.005	1回/3年	1	1	
	基46 有機物(全有機炭素(TOC))	3	1回/月	12	1	
基礎的性状	基47 pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	12	1	
	基48 味	異常でないこと	1回/月	12	—	
	基49 臭気	異常でないこと	1回/月	12	1	
	基50 色度	5度以下	1回/月	12	1	
	基51 濁度	2度以下	1回/月	12	1	

○ 中央配水池（つつじ町、南町）

区分	番号	項目	水質基準値 (mg/L以下)	法定検査頻度 (給水栓)※1	検査頻度 (回/年)	
					給水栓 (浄水)	原水
人の健康に関する項目	病原生物	基1 一般細菌	100集落/mL以下	1回/月	12	1
		基2 大腸菌	検出されないこと	1回/月	12	1
	金属類	基3 カドミウム及びその化合物	0.003	1回/3年	1	1
		基4 水銀及びその化合物	0.0005	1回/3年	1	1
		基5 セレン及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基6 鉛及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基7 ヒ素及びその化合物	0.01	1回/3年	1	1
		基8 六価クロム化合物	0.05	1回/3年	1	1
	無機物	基9 亜硝酸態窒素	0.01	1回/3年	1	1
		基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	1回/3月	4	1
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回/3月	4	1
	一般有機物	基12 フッ素及びその化合物	0.8	1回/1年	1	1
		基13 ホウ素及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基14 四塩化炭素	0.002	1回/3年	1	1
		基15 1,4-ジオキサン	0.05	1回/3年	1	1
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1回/3年	1	1
		基17 ジクロロメタン	0.02	1回/3年	1	1
		基18 テトラクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
		基19 トリクロロエチレン	0.01	1回/3年	1	1
基20 ベンゼン		0.01	1回/3年	1	1	
消毒副生物		基21 塩素酸	0.6	1回/3月	4	※2
	基22 クロロ酢酸	0.02	1回/3月	4		
	基23 クロロホルム	0.06	1回/3月	4		
	基24 ジクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4		
	基25 ジブromクロロメタン	0.1	1回/3月	4		
	基26 臭素酸	0.01	1回/3月	4		
	基27 総トリハロメタン	0.1	1回/3月	4		
	基28 トリクロロ酢酸	0.03	1回/3月	4		
	基29 ブロモジクロロメタン	0.03	1回/3月	4		
	基30 プロモホルム	0.09	1回/3月	4		
生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれがある項目	着色	基31 ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月	4	1
		基32 亜鉛及びその化合物	1	1回/3年	1	1
	味	基33 アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/3年	1	1
		基34 鉄及びその化合物	0.3	1回/3年	1	1
	発色	基35 銅及びその化合物	1	1回/3年	1	1
		基36 ナトリウム及びその化合物	200	1回/3年	1	1
		基37 マンガン及びその化合物	0.05	1回/3年	1	1
基礎的性状	味	基38 塩化物イオン	200	1回/月	12	1
		基39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	1回/3月	4	1
	発泡	基40 蒸発残留物	500	1回/3月	4	1
		基41 陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3年	1	1
	かび臭	基42 ジェオスミン	0.00001	発生時期に1回/年	1	1
		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	発生時期に1回/年	1	1
	臭気	基44 非イオン界面活性剤	0.02	1回/3年	1	1
		基45 フェノール類	0.005	1回/3年	1	1
	味	基46 有機物(全有機炭素(TOC))	3	1回/月	12	1
		基47 pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	12	1
		基48 味	異常でないこと	1回/月	12	—
基49 臭気		異常でないこと	1回/月	12	1	
基礎的性状	基50 色度	5度以下	1回/月	12	1	
	基51 濁度	2度以下	1回/月	12	1	

○ さくら町配水池

区分	番号	項目	水質基準値 (mg/L以下)	法定検査頻度 (給水栓) ^{※1}	検査頻度 (回/年)		
					給水栓 (浄水)	原水	
病原生物	基1 一般細菌		100集落/mL以下	1回/月	12	1	
	基2 大腸菌		検出されないこと	1回/月	12	1	
金属類	基3 カドミウム及びその化合物		0.003	1回/3年	1	1	
	基4 水銀及びその化合物		0.0005	1回/3年	1	1	
	基5 セレン及びその化合物		0.01	1回/3年	1	1	
	基6 鉛及びその化合物		0.01	1回/3年	1	1	
	基7 ヒ素及びその化合物		0.01	1回/3年	4	1	
	基8 六価クロム化合物		0.05	1回/3年	1	1	
無機物	基9 亜硝酸態窒素		0.01	1回/1年	1	1	
	基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン		0.01	1回/3年	4	1	
	基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10	1回/3年	1	1	
	基12 フッ素及びその化合物		0.8	1回/1年	1	1	
人の健康に関する項目	基13 ホウ素及びその化合物		1	1回/3年	1	1	
	基14 四塩化炭素		0.002	1回/3年	1	1	
	基15 1,4-ジオキサン		0.05	1回/3年	1	1	
	基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	1回/3年	1	1	
	基17 ジクロロメタン		0.02	1回/3年	1	1	
	基18 テトラクロロエチレン		0.01	1回/3年	1	1	
	基19 トリクロロエチレン		0.01	1回/3年	1	1	
水質基準項目	基20 ベンゼン		0.01	1回/3年	1	1	
	基21 塩素酸		0.6	1回/3年	4	— ※2	
	基22 クロロ酢酸		0.02	1回/3年	4		
	基23 クロロホルム		0.06	1回/3年	4		
	基24 ジクロロ酢酸		0.03	1回/3年	4		
	基25 ジブromクロロメタン		0.1	1回/3年	4		
	基26 臭素酸		0.01	1回/3年	4		
	基27 総トリハロメタン		0.1	1回/3年	4		
	基28 トリクロロ酢酸		0.03	1回/3年	4		
	基29 ブロモジクロロメタン		0.03	1回/3年	4		
	基30 プロモホルム		0.09	1回/3年	4		
生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれがある項目	基31 ホルムアルデヒド		0.08	1回/3年	4		1
	基32 亜鉛及びその化合物		1	1回/3年	1		
	基33 アルミニウム及びその化合物		0.2	1回/3年	1		
	基34 鉄及びその化合物		0.3	1回/3年	1		
	基35 銅及びその化合物		1	1回/3年	1		
	基36 ナトリウム及びその化合物		200	1回/3年	1		
	基37 マンガン及びその化合物		0.05	1回/3年	1		
基礎的性状	基38 塩化物イオン		200	1回/月	12	1	
	基39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)		300	1回/1年	1	1	
	基40 蒸発残留物		500	1回/3年	4	1	
	基41 陰イオン界面活性剤		0.2	1回/3年	1	1	
	かび臭	基42 ジェオスミン		0.00001	発生時期に1回/年	1	1
		基43 2-メチルイソボルネオール		0.00001	発生時期に1回/年	1	1
	発泡	基44 非イオン界面活性剤		0.02	1回/3年	1	1
	臭気	基45 フェノール類		0.005	1回/3年	1	1
		基46 有機物(全有機炭素(TOC))		3	1回/月	12	1
	味	基47 pH値		5.8以上8.6以下	1回/月	12	1
		基48 味		異常でないこと	1回/月	12	—
基礎的性状	基49 臭気		異常でないこと	1回/月	12	1	
	基50 色度		5度以下	1回/月	12	1	
	基51 濁度		2度以下	1回/月	12	1	

※1 過去の検査結果から、必要とされる法定検査頻度

※2 消毒によって生成する副生成物のため、原水の検査を実施しない。

(2) 通知等から必要と判断される検査

クリプトスポリジウム指標菌検査

(表-3)

項目	検査頻度 (回/年)
大腸菌 (MPN)	4
嫌気性芽胞菌	4

クリプトスポリジウム等の汚染のおそれを監視するため、原水について汚染のおそれを判断する指標菌検査 (大腸菌(MPN)、嫌気性芽胞菌) を年4回行います。

(平成19年3月30日付健水発第0330005号厚生労働省健康局課長通知「水道中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」により検査。)

5 採水地点

採水地点は、水源から給水栓 (蛇口) までの代表的な場所で、給配水設備の状況や施設の利用目的等を考慮し選定しています。

6 水質検査方法

水質基準項目の検査は国が定めた検査方法 (「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める検査方法」等) により行います。

検査については、水道法第20条第3項の規定に基づく厚生労働大臣登録検査機関において検査を行います。

7 臨時の水質検査

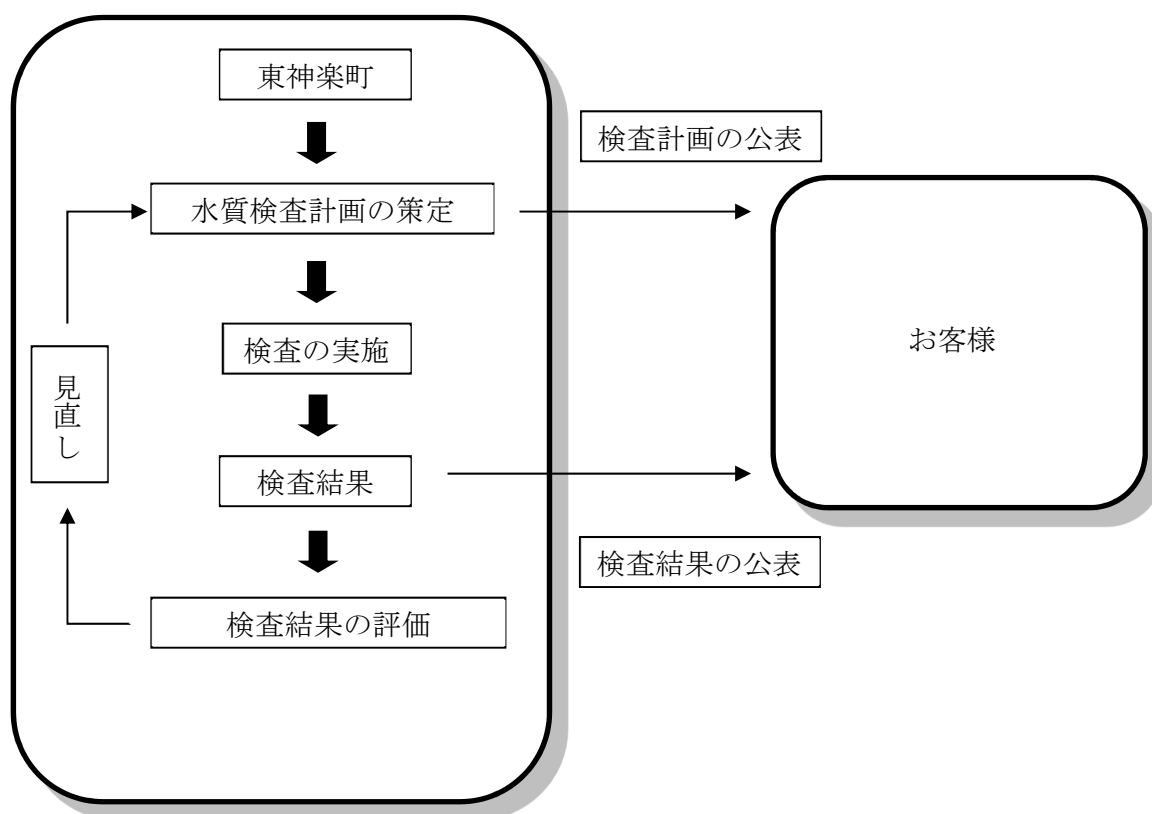
- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他の水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

8 関係機関との連携

水源周辺での水質汚染事故等が発生した場合は、上川保健所、本町関係部局（くらしの窓口課：公害対策・環境保全）及び水質検査委託先と連携し水道水の安全性確保に努めます。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は東神楽町ホームページにて公表します。（<http://www.town.higashikagura.lg.jp/>）



水質検査計画の概念図

「水質検査計画」に関するお問い合わせは

東神楽町建設水道課管理係

〒071-1592 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

TEL : 0166-83-5413

FAX : 0166-83-5100

10 参考資料

水質基準項目の種類

番号	項目	項目	区分	説明
基1	一般細菌	健康に	病原生物類	人間などの温血動物の体温前後で24時間ほどで集落を形成する細菌をいう。水の汚染の指標であり塩素消毒の効果を知ることができる。
基2	大腸菌			人間などの温血動物の腸管内や土壌に生息する菌である。水の汚染の指標であり塩素消毒の効果を知ることができる。
基3	カドミウム及びその化合物		金属類	工場排水などからの混入によって検出されることがある。イタイイタイ病の原因物質である。
基4	水銀及びその化合物			工場排水、農業、下水などからの混入によって検出されることがある。水俣病の原因物質である。
基5	セレン及びその化合物			鉱山排水、工場排水などからの混入によって検出されることがある。
基6	鉛及びその化合物			鉱山排水や工場排水などの混入によって検出されることがある。
基7	ヒ素及びその化合物			自然界では銅、水銀、鉛などの鉱物と共存し自然水中に溶出することがあるほか、工場排水や農業によっても混入することがある。
基8	六価クロム化合物			自然水中にはほとんど存在しないが、合金、メッキ、皮革加工などの排水からの混入によって検出されることがある。
基9	亜硝酸態窒素		無機物	土壌、水、植物中など広く存在している。窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水・工場排水などからの混入によって検出されることがある。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン			自然界にはほとんど存在しないが、工場排水などからの混入によって検出されることがある。シアン化カリウムは青酸カリとも呼ばれている。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	土壌、水、植物中など広く存在している。窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水・工場排水などからの混入によって検出されることがある。		
基12	フッ素及びその化合物	地質や工場排水などからの混入によって検出されることがある。適量ではむし歯予防に効果があるといわれているが、多量に含まれていると斑状歯や骨の内部構造変化を引き起こすことがある。		
基13	ホウ素及びその化合物	金属表面処理剤、ガラス、エナメル工業などで使用され、工場排水などからの混入によって検出されることがある。		
基14	四塩化炭素	有機物		揮発性有機化合物で、ワックス樹脂や溶剤、洗浄剤、殺虫剤の原料などに使用されている。工場排水からの混入によって検出されることがある。土壌に浸透して地下水に混入すると長期間にわたり滞留する。
基15	1,4-ジオキサン			染料の溶剤、ワックス、オイルなどに使用されている。無色、液体の揮発性有機化合物で工場排水等から混入することがある。
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			揮発性有機化合物で、溶剤、香料などに使用されている。土壌に浸透して地下水に混入すると長期間にわたり滞留する。
基17	ジクロロメタン			揮発性有機化合物で、溶剤、はく離剤などに使用されている。土壌に浸透して地下水に混入すると長期間にわたり滞留する。
基18	テトラクロロエチレン			揮発性有機化合物で、ドライクリーニングや金属の脱脂洗浄剤などに使用されている。工場排水からの混入によって検出されることがある。
基19	トリクロロエチレン		揮発性有機化合物で、ドライクリーニングや金属の脱脂洗浄剤、生ゴム、染料油脂などに使用されている。工場排水からの混入によって検出されることがある。土壌に浸透して地下水に混入すると長期間にわたり滞留する。	
基20	ベンゼン		揮発性有機化合物で、合成ゴム、合成洗剤、医薬品などの原料またはそれらの溶剤として広く使用されている。	
基21	塩素酸		消毒副生物	消毒剤として用いる次亜塩素酸ナトリウムや二酸化塩素の分解生成物
基22	クロロ酢酸			水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される。
基23	クロロホルム			水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンの一成分
基24	ジクロロ酢酸	水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される。		
基25	ジブロモクロロメタン	水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンの一成分		
基26	臭素酸	自然水中にはほとんど含まれていないが、生活排水や工場排水から混入することがある。水道では、高度浄水処理のオゾンと臭素が反応して生成される。		
基27	総トリハロメタン	水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるクロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの4物質を総称して総トリハロメタンという。		
基28	トリクロロ酢酸	水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される。		
基29	プロモジクロロメタン	水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンの一成分		
基30	プロモホルム	水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンの一成分		
基31	ホルムアルデヒド	合成樹脂の原料、農業、住居や船舶の消毒剤として使用される。合成樹脂工場等の排水から混入することがある。		
基32	亜鉛及びその化合物	着色	自然水中にはほとんど含まれていないが、鉱山排水や工場排水からの混入や亜鉛メッキ鋼管から溶出する。	
基33	カドミウム及びその化合物		自然界に広く分布し、土壌中に豊富に含まれる金属元素。自然水中の含有量は少量だが、鉱山排水、工場排水、温泉水などから混入する。	
基34	鉄及びその化合物		自然界に広く分布し、土壌中に豊富に含まれる金属元素。高濃度になると不快な臭味を与え、布地や器物などを赤褐色に着色する原因となる。	
基35	銅及びその化合物		鉱山排水、工場排水などからの混入によって検出されることがある。湯沸器に使われる銅管等から溶出することがある。濃度が高くなると金属味、青色の着色の原因となる。	
基36	ナトリウム及びその化合物		水道水が有すべき性状に	自然界に広く存在し、工場排水などからの混入や塩素消毒などの浄水処理により増加することがある。
基37	マンガン及びその化合物			主として地質に起因し、鉱山排水、工場排水等から混入することがある。微量でも色度が増加したり、黒い水の原因となる場合がある。
基38	塩化物イオン		味	自然界に広く存在し、下水、生活排水、工場排水等から混入することがある。高濃度になると味覚を損なう原因となる。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			主として地質に起因し、鉱山排水、工場排水等から混入することがある。硬度を多く含む硬水を硬水、少ない水を軟水という。硬度が高いと石けんの泡立ちに影響がある。
基40	蒸発残留物		発泡	水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物で、残留物が多いと苦み、渋みなどを付け、適度であるとまろやかな味となる。
基41	陰イオン界面活性剤			洗濯・台所用洗剤、化粧品や医薬品で利用される。主に生活排水から混入し、高濃度になると泡立ちの原因となる。
基42	ジェオスミン	カビ臭	湖沼などで富栄養現象に伴い発生するアナバナなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質である。	
基43	2-メチルイソボルネオール		湖沼などで富栄養現象に伴い発生するフォルミジウムやオシロトリアなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質である。	
基44	非イオン界面活性剤	臭気	工場排水、生活排水などから混入し、泡立ちの原因となる。	
基45	フェノール類		自然水中にはほとんど含まれていないが、工場排水などに含まれる。フェノールが混入していると塩素処理の過程においてクロロフェノールが生成し、水に著しい異臭味を与える。	
基46	有機物(全有機炭素TOCの量)	基礎的性状	水中に含まれる有機物を構成する炭素の量を示すもので有機物による水の汚染の指標となる。	
基47	pH値		1~14の数値で表され、pH7が中性、7から小さくなるほど酸性が強くなり、7から大きくなるほどアルカリ性が強くなる。低すぎると水道施設の腐食や劣化させる恐れがあり、高すぎると塩素消毒の効果が低下する。	
基48	味		水の味は、水に溶解する物質の種類・濃度によって感じ方が異なる。異常な味は不快感を与えるので飲用に適さない。	
基49	臭気		水の臭気は、水に溶解している種々の物質が原因となる。問題となる臭気物質はカビ臭物質、フェノールなどの有機化合物が主で異常な臭気は不快感を与えるので飲用には適さない。	
基50	色度		水についての色の程度を示すものであり、水道水の配管等からの鉄の溶出などによって色度が高くなる場合がある。	
基51	濁度		水の濁りの程度を示すもので、浄水管理上の指標となる。給水栓からの濁りは給・配水施設や管の異常を示すものとして重要である。	